

シリーズ⑤後期高齢者医療制度とは？

平成20年4月1日から

「老人保健法医療受給者証」の代わりに

「後期高齢者医療被保険者証」
をお使いください

平成20年4月1日から現行の「老人保健制度」が廃止され、新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。これに伴い、「老人保健法医療受給者証」と「健康保険証」に代わる「後期高齢者医療被保険者証」（カード）を、役場住民課より送付します。



お届けする台紙から、下記のように「後期高齢者医療被保険者証」をはずしてご使用ください。平成20年4月1日以降に、医療機関に受診される際は、窓口でこのカードを提示してください。

【3月31日まで】

老人保健
法医療受
給者証

+

健康
保険証



【4月1日から】

後期高齢
者医療被
保険者証
(カード)

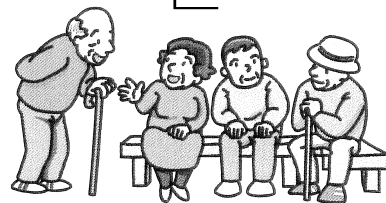
●対象者

- ①75歳以上の方
- ②65歳以上75歳未満で一定の障がいの状態にあることにつき滋賀県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方（老人保健制度において一定の障がいの状態にあることにつき町長の認定を受けておられる方は、その認定を引き継ぎます）。

●お届け時期

平成20年3月31日の時点で75歳以上の方（一定の障がいがある65歳以上の方を含みます。）は、平成20年3月中に一人1枚「後期高齢者医療被保険者証」を送付します。

平成20年4月1日以降に75歳の誕生日を迎える方は、75歳の誕生日を迎える日までに「後期高齢者医療被保険者証」を送付します。



台紙からはずしてご使用ください。

〒×××-××××
滋賀県蒲生郡
日野町河原一丁目1番地

広域 花子 様



後期高齢者医療被保険者証をお送りいたします。

この被保険者証は、証に記載の発効期日より使用できます。ご使用にあたりましては裏面の注意事項をお読みください。

※記載上の文字については、滋賀県後期高齢者医療広域連合による同定文字となっております。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
平成21年 7月31日

被保険者番号 12345678
住所 蒲生郡日野町河原一丁目1番地

氏名 広域 花子 性別 女
生年月日 昭和 2年 1月22日 資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発効期日 平成20年 4月 1日 交付年月日 平成20年 4月 1日
一部負担金の割合 1割

保険者番号 3 9 2 5 × × × ×
保険者名 滋賀県後期高齢者医療広域連合



ここからはずしてご使用ください。

日野町役場 住民課
〒529-1698
日野町河原一丁目1番地
TEL 0748 52-6571
FAX 0748 52-2003

◆問い合わせ先 *住民課 保険年金担当 ☎526571 有線57784
*滋賀県後期高齢者医療広域連合 大津市京町4丁目3-28 ☎077-522-3013
ホームページ http://www.shigakouiki.jp/